

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

日 建 工 学 株 式 会 社

代表取締役社長 皆 川 曜 児

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 2020年6月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所  | 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号<br>住友不動産新宿グランドタワー5階<br>ベルサール新宿グランド Room K<br><br>(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。) |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第57期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件    |
| 決議事項    |   |
| 議 案     | 監査役3名選任の件   |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応とお願いについて

当社第57回定時株主総会開催における新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の対応

- ・当社役員および運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主総会会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会会場では、株主様のお席の間隔を空けて配置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも短時間で行う予定でございます。

#### 2. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、くれぐれも体調にご留意いただきますようお願い申し上げます。
- ・特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、ご来場をお控えいただくこともご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、同封の議決権行使書用紙を郵送する方法で行ってください。重ねてお願い申し上げます。

#### 3. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場される株主様におかれましては、受付においてマスクとアルコール消毒液を準備いたしますので、マスクの着用と消毒液の使用についてご協力をお願いいたします。
- ・当日は、検温をさせていただき、発熱が認められる場合や体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

~~~~~  
「新型コロナウイルス感染防止への対応について」を修正する必要がある場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nikken-kogaku.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や企業収益の改善に支えられ、緩やかな回復基調が継続したものの、米中貿易摩擦等の影響や消費増税前の駆け込み需要の反動により先行きの不透明感が増加するなか、第4四半期において新型コロナウイルス感染症の影響から世界各国の経済活動が変動し、世界経済の先行きは大変厳しく不透明な状況で推移しております。

建設業界関連におきましては、公共投資は底堅く概ね堅調に推移しておりますが、建設業界における労務単価、建設資材価格等の動向にも注視が必要な経営環境が依然として続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、東日本大震災の復興事業が収束へ向かう厳しい事業環境下、新たな受注の獲得と利益の向上へ向けた合理化・効率化施策を実施してまいりました。この結果、当連結会計年度の売上高は、8,084百万円（前年同期比8.1%減）となりました。また、収支改善への取組みを継続し固定費は減少したものの子会社製品在庫の一部を減損評価したことから営業利益は70百万円（前年同期比35.0%減）に留まり、経常利益は101百万円（前年同期比21.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は79百万円（前年同期比11.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります

##### イ. 型枠貸与事業

河川砂防災害に対応した消波根固製品の型枠貸与事業売上高が増加いたしました。また、港湾での型枠貸与売上高が減少し、売上高は1,853百万円（前期比1.5%減）となり、営業利益は84百万円（前期比1.3%減）となりました。

##### ロ. 資材・製品販売事業

災害に対応した河川用護岸ブロックの出荷が進捗いたしました。また、海岸堤防、防潮堤工事に関連する被覆ブロックの出荷量および土木シート製品の出荷量が減少し、売上高は6,230百万円（前期比10.0%減）となり、営業損失は13百万円（前期は23百万円の営業利益）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、厳しい経営環境に鑑み、経営資源の充実へ向け、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、223百万円であり、その主なものは鋼製型枠であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、銀行借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースにより、所要資金を賄いました。

(事業別売上高)

(単位：百万円)

| 事業        | 第56期<br>2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで |        | 第57期（当連結会計年度）<br>2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで |        |
|-----------|-------------------------------------|--------|--|--------|
|           | 金額                                  | 構成比(%) | 金額   | 構成比(%) |
| 型枠貸与事業    | 1,881                               | 21.4   | 1,853  | 22.9   |
| 資材・製品販売事業 | 6,919                               | 78.6   | 6,230  | 77.1   |
| 合計        | 8,801                               | 100.0  | 8,084  | 100.0  |

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分   | 期 別 | 第54期       | 第55期       | 第56期       | 第57期<br>(当連結会計年度) |
|---|-----|------------|------------|------------|-------------------|
|   |     | (2017年3月期) | (2018年3月期) | (2019年3月期) | (2020年3月期)        |
| 売 上 高 (千円)  |     | 9,490,180  | 8,758,816  | 8,801,152  | 8,084,551         |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失 (△) (千円)                        |     | 110,183    | △326,084   | 129,947    | 101,793           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) (千円) |     | 60,742     | △293,202   | 89,586     | 79,143            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△)                    |     | 33円27銭     | △160円67銭   | 49円10銭     | 43円39銭            |
| 総 資 産 (千円)  |     | 7,017,455  | 8,213,461  | 7,322,759  | 6,648,190         |
| 純 資 産 (千円)  |     | 2,369,191  | 1,908,509  | 2,169,771  | 2,139,050         |
| 1株当たり純資産額   |     | 1,295円98銭  | 1,044円02銭  | 1,187円50銭  | 1,172円72銭         |

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金          | 当社の出資比率 | 主要な事業内容   |
|------------|--------------|---------|---|
| 東洋水研株式会社   | 千円<br>50,000 | 90 %    | 消波根固ブロックの型<br>枠貸与及びコンクリー<br>ト二次製品、自然石製<br>品の販売                  |
| 三省水工株式会社   | 100,000      | 100     | 消波、根固、漁礁プロ<br>ック製作用型枠の研究<br>開発及び貸与、製造販<br>売、舗装用資材及び漁<br>礁用資材の販売 |
| NK関西工建株式会社 | 10,000       | 100     | 鋼製型枠の保管、保<br>修、輸送、コンクリー<br>ト二次製品の製造、販<br>売、輸送、施工                |

### (4) 対処すべき課題

当社グループが事業領域とする港湾、漁港、海岸、河川、砂防分野における波浪、地震、火山、豪雨、土砂災害等に対する製品・工法を提供する取り組みは、緊急性の高い国の防災・減災対策事業に関わるものであり、気候変動が起こるなかで安心安全な社会を継続していくために、中長期的に事業機会が再び漸増すると予想しています。当社グループは創立以来一貫して培ってきた消波根固ブロック工法の技術を核に型枠貸与事業をはじめとする既存事業の収益拡大を図り、社会の期待に適応した製品・工法を提供し、型枠貸与事業における市場占有率増大に努め、安定した収益を確保すると共に、グループを挙げて固定費の効率的運用を図り、事業環境変化とリスクに耐える柔軟な事業運営を進め、安定した利益を生み出す企業体質への変換を進めて参ります。

### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、型枠貸与事業および資材・製品販売事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 型枠貸与事業  
主に消波根固ブロックの製造用鋼製型枠の貸与を行っております。
- ② 資材・製品販売事業  
護岸ブロック等のコンクリート二次製品、連結した自然石製品、吸出防止、洗掘防止、遮水等の土木シート製品等の販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の本社および営業所

本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号  
営業所 北海道、東北、関東信越、中部北陸、近畿中国、四国、  
九州、沖縄  
駐在員事務所 ハノイ

② 子会社の本社

名 称 東洋水研株式会社  
本 社 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地

名 称 三省水工株式会社  
本 社 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

名 称 N K関西工建株式会社  
本 社 徳島県名西郡石井町藍畑字西覚円944番地1

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------|-------------|
| 型枠貸与事業    | 85名  | 2名増         |
| 資材・製品販売事業 | 59   | 9名減         |
| 全社（共通）    | 20   | —           |
| 合計        | 164  | 7名減         |

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 98名  | 3名減       | 50.7歳 | 14.3年  |

(注) 使用人数は就業人員であり、従業員数に臨時雇用者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 507,500千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 350,846千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 250,000千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 28,130千円  |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 3,899,700株
- ② 発行済株式の総数 1,862,254株
- ③ 株主数 2,927名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名          | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------|----------|---------|
| フリージア・マクロス株式会社 | 232,900株 | 12.77%  |
| 株式会社ジェイ・エム・イー  | 128,802株 | 7.06%   |
| 菊池恵理香          | 111,940株 | 6.14%   |
| 行本卓生           | 76,783株  | 4.21%   |
| 日本国土開発株式会社     | 61,600株  | 3.38%   |
| 日本生命保険相互会社     | 57,695株  | 3.16%   |
| 今井正利           | 55,700株  | 3.05%   |
| 株式会社三菱UFJ銀行    | 44,913株  | 2.46%   |
| 三井住友信託銀行株式会社   | 34,000株  | 1.86%   |
| 日亜鋼業株式会社       | 25,000株  | 1.37%   |

(注) 1. 当社は、2020年3月31日現在、自己株式38,242株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---------------|
| 代表取締役社長  | 皆川 曜 児  |               |
| 常務取締役    | 植田 剛 史  | 経営企画管掌        |
| 取 締 役    | 五十嵐 敏 也 | 事業部門管掌        |
| 取 締 役    | 大 門 忠 志 | 管理部門・技術部門管掌   |
| 取 締 役    | 大 島 登   | 全日本漁港建設協会顧問   |
| 取 締 役    | 吉 本 俊 裕 |               |
| 常勤監査役    | 北 喜 治   |               |
| 監 査 役    | 二 宮 裕   |               |
| 監 査 役    | 遠 藤 勝 利 | 遠藤勝利税理士事務所代表  |

(注) 1. 取締役大島登氏および取締役吉本俊裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役二宮裕氏および監査役遠藤勝利氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役遠藤勝利氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大島登氏、取締役吉本俊裕氏および監査役二宮裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額                   |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2名) | 49,728千円<br>(5,520千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 7,800千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計                | 10名        | 57,528千円              |

- (注) 1. 上表には2019年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時を持って退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。
  3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
  4. 当社は、2011年6月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じて計上した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、当事業年度において退任した取締役1名に対し、取締役会の決議により第44期(2006年度)以前計上済分を含む13,114千円を支給いたしました。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)および当社と当該他の法人等との関係  
社外監査役遠藤勝利氏は、遠藤勝利税理士事務所代表であります。  
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員との兼任状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
  - ・取締役会および監査役会への出席状況

|         | 取締役会 (12回開催) |        | 監査役会 (11回開催) |        |
|---------|--------------|--------|--------------|--------|
|         | 出席回数         | 出席率    | 出席回数         | 出席率    |
| 取締役大島登  | 12回          | 100.0% | —            | —      |
| 取締役吉本俊裕 | 11回          | 91.7%  | —            | —      |
| 監査役二宮裕  | 10回          | 83.3%  | 11回          | 100.0% |
| 監査役遠藤勝利 | 11回          | 91.7%  | 10回          | 90.9%  |

- ・取締役会および監査役会における発言状況

取締役大島登氏および吉本俊裕氏は、土木行政および企業活動に関する高い見識に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行なっております。

監査役二宮裕氏は、主に内部統制の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果の意見交換および議案審議の必要に応じて発言を行っております。

監査役遠藤勝利氏は、税理士の専門性を活かし、経営に対する客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・合理性を確保するための助言・提言を行っております。監査役会においては、議案審議の必要に応じて発言を行っております。

- 二. 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 27,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積もり等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行動規範を定めており、コンプライアンス委員会がコンプライアンス推進方針の作成・改定、体制の維持・管理、教育・啓蒙を統括しております。

また、「内部通報制度」に基づいた通報窓口を設置し、監視体制を整備しております。

さらに監査部門による内部監査を行い、これらの実効性を確保するために体制の見直し、強化を図っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要会議である取締役会、部長会の議事録を作成し、社内規程により保管しております。その他の重要な職務の執行に係る情報については、すべて稟議規程、文書取扱規程に則り文書化されており、これを規程により保管しております。

法令、社内規程の定める保管期間が終了した文書等は、確実に裁断あるいは消去いたします。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程により社内各部署において関連するリスクの洗い出し、リスク額の算出、リスク額軽減の対策を検討し、半期に一度取締役会に報告することとしております。

取締役会はその結果の妥当性、対策の有効性などを検討し、速やかにリスク回避・軽減対策の実行を指示してまいります。

また、大きな損失の発生の可能性が明らかになった場合、速やかに社長にまで報告が上がる体制を構築しており、速やかな危機管理につなげてまいります。

#### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保し、業務の専門化・高度化を図っていくために自主性を重んじながら、業務の適正を確保する体制についてはできる限りグループにおいて同一の体制を取ることであります。さらに、子会社管理規程を定め、それに則って子会社の役員人事、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。また、「コンプライアンス・マニュアル」「リスク管理規程」については同一の規程を使用して子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に努めております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補助する使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役からの指示の実行性を確保します。

また、監査役会の意見を十分に考慮して決定するものといたします。

- ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとして取締役からの独立性を確保し、その人事異動、人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとします。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役監査規則を定めており、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じて取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしております。また業務執行に関する重要な文書、帳簿を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から報告を受けるものとしております。

- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社および子会社の取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとしています。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用または債務について、法令に則って適正に処理するものとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われるためには、代表取締役の監査役監査の重要性と有用性に対する理解と、社内の十分な意思疎通が重要であると考えており、代表取締役と監査役、監査役と内部監査担当者、監査役と会計監査人は定期的に情報の交換を実施しております。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

- ・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役2名を選任しております。

- ・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

- ・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、社会基盤整備の分野において、国土防災と豊かな自然環境との調和に貢献する製品・工法を提供する当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であると考えます。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、製品・工法開発力、技術力、柔軟な供給体制、取引先等との強固な信頼関係、地域経済・社会への貢献が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様との判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）にしたがって、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当

社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が③に記載する本対応方針にしたがって適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております

② 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

イ. コアビジネスの強化

政府の国土強靱化策による全国の防災・減災対策事業や社会資本整備の更新、南海トラフ対策等への消波コンクリートブロックの供給、環境二次製品等の高機能化、高付加価値化、及び市場に合致した製品開発を推進することにより、コアビジネスを強化します

ロ. 技術力向上による製品・工法開発の推進

生態系との対立ではなく共生を目指す環境活性コンクリートをコンクリート製品に使用する取り組みが、新たな市場の開発と、社会基盤整備の枠を広げる展開を推進しています。このような展開は、技術士及び社会人ドクターの取得、更に論文発表等を会社制度として支援し、技術者の技術力の向上を推進していることから生まれるものであると考えます。

ハ. 国際事業の強化

製品供給体制をより充実させ、東南アジア各国の旺盛な社会基盤整備需要に対応した製品・工法を提供できる体制を整え、国際事業を強化します。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2015年4月24日付取締役会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」を導入し、同年6月26日開催の定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。また、有効期間満了に当たり「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）継続」（以下「本対応方針」といいます。）を2018年6月27日開催の第55回定時株主総会において、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為または合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為また

は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長があり得ます。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表するとともに必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2018年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nikken-kogaku.co.jp/ir/index.html>）に掲載する2018年5月28日付プレスリリースをご覧ください。

#### ④ 上記②、③の取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部            |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,464,448</b> | <b>流動負債</b>        | <b>3,551,303</b> |
| 現金及び預金          | 1,328,820        | 支払手形               | 1,527,311        |
| 受取手形            | 1,275,898        | 買掛金                | 811,579          |
| 電子記録債権          | 179,047          | 短期借入金              | 450,000          |
| 売掛金             | 1,540,830        | 1年内返済予定の長期借入金      | 243,994          |
| 商品及び製品          | 987,712          | 未払金                | 147,990          |
| 原材料及び貯蔵品        | 27,412           | 未払法人税等             | 14,620           |
| その他             | 133,448          | 未払消費税等             | 19,037           |
| 貸倒引当金           | △8,723           | 設備支払手形             | 97,065           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,183,742</b> | リース債務              | 58,558           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>389,348</b>   | その他                | 181,146          |
| 建物              | 28,350           | <b>固定負債</b>        | <b>957,836</b>   |
| 鋼製型枠            | 170,762          | 長期借入金              | 663,483          |
| 機械装置            | 2,131            | リース債務              | 53,788           |
| 車両運搬具           | 4,152            | 退職給付に係る負債          | 139,778          |
| 器具備品            | 3,074            | 繰延税金負債             | 62,243           |
| 土地              | 73,100           | その他                | 38,543           |
| リース資産           | 107,776          | <b>負債合計</b>        | <b>4,509,139</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>11,995</b>    | <b>純資産の部</b>       |                  |
| ソフトウェア          | 1,920            | <b>株主資本</b>        | <b>2,079,524</b> |
| その他             | 10,074           | 資本金                | 1,004,427        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>782,398</b>   | 資本剰余金              | 541,691          |
| 投資有価証券          | 527,753          | 利益剰余金              | 598,662          |
| 敷金              | 70,182           | 自己株式               | △65,256          |
| 破産債権等           | 185,987          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>59,526</b>    |
| その他             | 185,952          | その他有価証券評価差額金       | 59,526           |
| 貸倒引当金           | △187,477         | <b>非支配株主持分</b>     | -                |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,648,190</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>2,139,050</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>6,648,190</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 8,084,551 |
| 売 上 原 価                 |        | 6,528,364 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,556,187 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,485,288 |
| 営 業 利 益                 |        | 70,898    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 117    |           |
| 受 取 配 当 金               | 31,471 |           |
| た な 御 資 産 処 分 益         | 3,621  |           |
| 雑 収 入                   | 1,310  |           |
| そ の 他                   | 8,271  | 44,791    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 10,681 |           |
| 支 払 手 数 料               | 500    |           |
| 為 替 差 損                 | 897    |           |
| 手 形 売 却 損               | 1,164  |           |
| そ の 他                   | 653    | 13,896    |
| 経 常 利 益                 |        | 101,793   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 968    | 968       |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 22     |           |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 3,385  | 3,408     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |        | 99,354    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 23,691    |
| 当 期 純 利 益               |        | 75,662    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失         |        | △3,480    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |        | 79,143    |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本   |         |         |         |           |
|--------------------------------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
|                                | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                      | 1,004,427 | 541,691 | 519,518 | △65,037 | 2,000,600 |
| 当連結会計年度中の変動額                   |           |         |         |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                    |           |         |         |         | -         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |           |         | 79,143  |         | 79,143    |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |           |         |         | △219    | △219      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |         |         |         |           |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | -         | -       | 79,143  | △219    | 78,924    |
| 当 期 末 残 高                      | 1,004,427 | 541,691 | 598,662 | △65,256 | 2,079,524 |

|                                | その他の包括利益累計額      |                       | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計     |
|--------------------------------|------------------|-----------------------|------------------|-----------|
|                                | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括<br>利益累計額計<br>合 |                  |           |
| 当 期 首 残 高                      | 165,689          | 165,689               | 3,480            | 2,169,771 |
| 当連結会計年度中の変動額                   |                  |                       |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                  |                       |                  | -         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益        |                  |                       |                  | 79,143    |
| 自 己 株 式 の 取 得                  |                  |                       |                  | △219      |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △106,163         | △106,163              | △3,480           | △109,644  |
| 当連結会計年度中の変動額合計                 | △106,163         | △106,163              | △3,480           | △30,720   |
| 当 期 末 残 高                      | 59,526           | 59,526                | -                | 2,139,050 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 東洋水研株式会社  
三省水工株式会社  
NK関西工建株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

###### ロ. リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

###### ハ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によるしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高 45,027千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,167,015千円

(3) 鋼製型枠

鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。

(4) リース資産

リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。

(5) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形 909,477千円

定期預金 20,000千円

建物 7,842千円

土地 28,322千円

---

計 965,642千円

② 担保に係る債務

短期借入金 ー千円

一年内返済予定の長期借入金 117,994千円

長期借入金 452,482千円

---

計 570,476千円

(6) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| リボルビング・クレジット・ファシリティ総額 | 800,000千円 |
| 借入実行残高                | －千円       |
| 差引額                   | 800,000千円 |

(7) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 当座貸越限度額の総額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高     | 450,000千円 |
| 差引額        | 50,000千円  |

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|--------------|--------------|------------------|
| 普通株式  | 1,862千株           | 一千株          | 一千株          | 1,862千株          |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|--------------|--------------|------------------|
| 普通株式  | 38千株              | 0千株          | 一千株          | 38千株             |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資については設備投資計画に照らして、金融機関からの借入、自己資金および所有権移転外ファイナンス・リースで行っております。また、短期的な運転資金を金融機関からの借入により調達しております。余裕資金は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

##### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社は、営業債権について取引先の状況を取引相手先ごとに期日および残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、市場金利の動向を確認しております。

リース債務（流動負債）およびリース債務（固定負債）は設備投資に係る所有権移転外ファイナンス・リースであり、償還日は決算日後最長で5年であります。

##### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|--------------------|------------|------------|
| ① 現金及び預金    | 1,328,820          | 1,328,820  | —          |
| ② 受取手形及び売掛金 | 2,816,729          | 2,816,729  | —          |
| ③ 電子記録債権    | 179,047            | 179,047    | —          |
| ④ 投資有価証券    | 517,753            | 517,753    | —          |
| 資産計         | 4,842,351          | 4,842,351  | —          |
| ① 支払手形及び買掛金 | 2,338,890          | 2,338,890  | —          |
| ② 短期借入金     | 450,000            | 450,000    | —          |
| ③ 長期借入金     | 907,477            | 907,590    | 113        |
| ④ リース債務     | 112,347            | 112,188    | △158       |
| 負債計         | 3,808,715          | 3,808,670  | △44        |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

**資 産**

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

**負 債**

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 10,000千円   |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産④投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,172円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円39銭    |

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |                  | 負 債 の 部         |                  |
|-------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>       | <b>3,794,033</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,807,069</b> |
| 現金及び預金            | 490,817          | 支払手形            | 1,258,099        |
| 受取手形              | 1,043,004        | 買掛金             | 516,884          |
| 電子記録債権            | 179,047          | 短期借入金           | 450,000          |
| 売掛金               | 1,266,124        | 1年内返済予定の長期借入金   | 170,000          |
| 商品及び製品            | 482,313          | 未払金             | 124,959          |
| 原材料及び貯蔵品          | 99               | 未払法人税等          | 1,298            |
| 前払費用              | 119,786          | 未払消費税等          | 5,817            |
| 関係会社短期貸付金         | 132,000          | 設備支払手形          | 78,410           |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 133,200          | リース債務           | 58,558           |
| その他               | 22,204           | その他             | 143,040          |
| 貸倒引当金             | △74,564          | <b>固定負債</b>     | <b>797,686</b>   |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>1,814,235</b> | 長期借入金           | 637,500          |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>246,532</b>   | リース債務           | 53,788           |
| 建物                | 4,974            | 退職給付引当金         | 18,802           |
| 鋼製型枠              | 128,154          | 繰延税金負債          | 62,243           |
| 機械装置              | 144              | その他             | 25,351           |
| 車両運搬具             | 2,281            | <b>負債合計</b>     | <b>3,604,755</b> |
| 器具備品              | 2,126            | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 土地                | 1,073            | <b>株主資本</b>     | <b>1,930,070</b> |
| リース資産             | 107,776          | 資本金             | 1,004,427        |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>8,058</b>     | 資本剰余金           | 541,691          |
| ソフトウェア            | 1,291            | 資本準備金           | 541,691          |
| その他               | 6,767            | <b>利益剰余金</b>    | <b>449,207</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>1,559,644</b> | 利益準備金           | 251,106          |
| 投資有価証券            | 477,254          | その他利益剰余金        | 198,100          |
| 関係会社株式            | 707,308          | 別途積立金           | 700,000          |
| 関係会社長期貸付金         | 321,800          | 繰越利益剰余金         | △501,899         |
| 敷金                | 61,066           | <b>自己株式</b>     | <b>△65,256</b>   |
| 破産債権等             | 148,445          | 評価・換算差額等        | 73,443           |
| その他               | 121,655          | その他有価証券評価差額金    | 73,443           |
| 貸倒引当金             | △277,885         | <b>純資産合計</b>    | <b>2,003,513</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>5,608,269</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,608,269</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 5,886,506 |
| 売 上 原 価                 |        | 4,723,895 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,162,610 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,146,979 |
| 営 業 利 益                 |        | 15,630    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 4,943  |           |
| 受 取 配 当 金               | 29,843 |           |
| た な 卸 資 産 処 分 益         | 3,375  |           |
| 雑 収 入                   | 600    |           |
| そ の 他                   | 1,159  | 39,921    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 9,471  |           |
| 支 払 手 数 料               | 250    |           |
| 為 替 差 損                 | 415    |           |
| そ の 他                   | 36     | 10,172    |
| 経 常 利 益                 |        | 45,380    |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 449    | 449       |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 22     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 12,132 | 12,155    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 33,673    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 10,406    |
| 当 期 純 利 益               |        | 23,267    |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から )  
( 2020年3月31日まで )

(単位：千円)

|  | 株 主 資 本   |                                 |                                 |   |                                 |                                 |                                 |         |
|--|-----------|---------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------|
|  | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金                       |                                 |   | 利 益 剰 余 金                       |                                 |                                 |         |
|  |           | 資本準備金                           | そ<br>の<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 | 他<br>の<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 | 資本剰余金計                          | 利益準備金                           | その他利益剰余金                        |         |
| 別<br>積<br>立<br>金   | 途<br>金    | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金           | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |         |
| 当 期 首 残 高  | 1,004,427 | 541,691                         | -                               | 541,691                                   | 251,106                         | 700,000                         | △525,166                        | 425,940 |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額   |           |                                 |                                 |   |                                 |                                 |                                 |         |
| 剰 余 金 の 配 当  |           |                                 |                                 |   |                                 |                                 |                                 | -       |
| 当 期 純 利 益  |           |                                 |                                 |   |                                 |                                 | 23,267                          | 23,267  |
| 自 己 株 式 得<br>の 取 得 代 金<br>株 主 資 本 以<br>外 の 項 目 の 当<br>業 年 度 中 の 変<br>動 額 ( 純 額 ) |           |                                 |                                 |   |                                 |                                 |                                 | -       |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計   | -         | -                               | -                               | -   | -                               | -                               | 23,267                          | 23,267  |
| 当 期 末 残 高  | 1,004,427 | 541,691                         | -                               | 541,691                                   | 251,106                         | 700,000                         | △501,899                        | 449,207 |

|  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |             |                         |                     | 純 資 産 合 計 |
|--|-----------------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|
|  | 自 己 株 式         | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高  | △65,037         | 1,907,022   | 171,716                 | 171,716             | 2,078,738 |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額   |                 |             |                         |                     |           |
| 剰 余 金 の 配 当  |                 |             |                         |                     | -         |
| 当 期 純 利 益  |                 | 23,267      |                         |                     | 23,267    |
| 自 己 株 式 得<br>の 取 得 代 金<br>株 主 資 本 以<br>外 の 項 目 の 当<br>業 年 度 中 の 変<br>動 額 ( 純 額 ) | △219            | △219        |                         |                     | △219      |
| 当 事 業 年 度 中<br>の 変 動 額 合 計   | △219            | 23,048      | △98,273                 | △98,273             | △75,224   |
| 当 期 末 残 高  | △65,256         | 1,930,070   | 73,443                  | 73,443              | 2,003,513 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法
  - ・商品及び製品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
- ② リース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。また、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- ③ 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
また、当社は執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,576,435千円
- (2) 鋼製型枠  
 鋼製型枠は、コンクリートブロック製造用型枠であります。
- (3) リース資産  
 リース資産は、主にコンクリートブロック製造用型枠等であります。
- (4) 担保に供している資産および担保に係る債務
- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ①担保に供している資産             |           |
| 受取手形                    | 909,477千円 |
| ②担保に係る債務                |           |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | 507,500千円 |
- (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 330,998千円 |
| ② 短期金銭債務 | 14,931千円  |
- (6) 保証債務  
 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
- |          |          |
|----------|----------|
| 東洋水研株式会社 | 16,000千円 |
| 三省水工株式会社 | 28,130千円 |

(7) リボルビング・クレジット・ファシリティ契約

(貸手側)

当社は、グループ内の効率的な資金調達および運用を行なうため、子会社(東洋水研株式会社)とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

当該契約に基づく当事業年度末における貸出未実行残高は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| リボルビング・クレジット・ファシリティ総額 | 400,000千円 |
| 貸出実行残高                | －千円       |
| 差引額                   | 400,000千円 |

(借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| リボルビング・クレジット・ファシリティ総額 | 800,000千円 |
| 借入実行残高                | －千円       |
| 差引額                   | 800,000千円 |

(8) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| 貸越限度額の総額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高   | 450,000千円 |
| 差引額      | 50,000千円  |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 112,835千円 |
| ② 仕入高        | 188,686千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | －千円       |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 5,269千円   |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 38千株        | 0千株        | 一千株        | 38千株       |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰越欠損金     | 99,239千円  |
| 投資有価証券評価額 | 43,184千円  |
| 関係会社株式評価損 | 28,828千円  |
| 貸倒引当金超過額  | 107,920千円 |
| 商品否認額     | 21,423千円  |
| その他       | 22,894千円  |
| 計         | 323,491千円 |

|          |            |
|----------|------------|
| 評価性引当額   | △323,491千円 |
| 繰延税金資産合計 | 一千円        |

繰延税金負債

|            |           |
|------------|-----------|
| その他有価証券差額金 | △62,243千円 |
| 繰延税金負債合計   | △62,243千円 |
| 繰延税金負債の純額  | △62,243千円 |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類                   | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との<br>関係                    | 取引<br>内容             | 取引金額<br>(千円)  | 科目   | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------|--------------------|---------------------------|----------------------------------|----------------------|---------------|--|--------------|
| 子会社                  | 東洋水研<br>株式会社       | 所 有<br>直 接<br>90.0%       | 資 金 の<br>貸借関係、<br>債務保証、<br>役員の兼任 | 利 息 の<br>受 取<br>(注1) | 4,230         | 関係会社短<br>期貸付金  | 110,000      |
|                      |                    |                           |                                  | 債 務 保 証<br>(注2)      | 16,000        | 関係会社長<br>期貸付金<br>(1年以内<br>回収予定の<br>関係会社長<br>期貸付金を<br>含む) | 400,000      |
|                      | 三省水工<br>株式会社       | 所 有<br>直 接<br>100.0%      | 債 務 保 証、<br>役員の兼任                | 債 務 保 証<br>(注3)      | 28,130        | —  | —            |
|                      | NK関西<br>工建株式<br>会社 | 所 有<br>直 接<br>100.0%      | 資 金 の<br>貸借関係、<br>役員の兼任          | 資 金 の<br>貸 付         | 77,000        | 関係会社短<br>期貸付金  | 22,000       |
| 利 息 の<br>受 取<br>(注1) |                    |                           |                                  | 639                  | 関係会社長<br>期貸付金 | 55,000   |              |

- (注) 1. 資金の貸付について、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定しております。  
2. 東洋水研㈱の金融機関からの借入(16,000千円 2021年11月30日期限)について保証を行なったものであります。  
3. 三省水工㈱の金融機関からの借入(16,640千円 2021年11月30日期限、11,490千円 2020年10月30日期限)について保証を行なったものであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,098円41銭  
(2) 1株当たり当期純利益 12円76銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

日建工学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大木 智 博 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 浩 巳 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日建工学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日建工学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

日建工学株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大木 智博 ㊟  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 浩巳 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日建工学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

日建工学株式会社監査役会

常勤監査役 北 喜 治 ㊟

監査役 二 宮 裕 ㊟

監査役 遠 藤 勝 利 ㊟

(注) 監査役二宮 裕および監査役遠藤勝利は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 監査役3名選任の件

監査役北 喜治、遠藤勝利の2名は本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役二宮裕氏は辞任されます。つきましては監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者高安博之氏は、監査役二宮裕氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---|--|-----------------|
| 1         | きた よし はる<br>北 喜 治<br>(1954年7月30日生)  | 1978年4月 当社入社<br>2007年4月 当社事業部長<br>2011年4月 当社東北営業所営業部長<br>2014年3月 当社管理部長<br>2014年8月 当社執行役員管理部長<br>2018年6月 当社監査役就任(現任) | 700株            |
|           | <p><b>【再任】</b><br/> <b>監査役候補者とした理由等</b><br/>                     当社の事業活動における豊富な経験及び高い専門性を有し、当社の理念を尊重し、その価値を体現して、公正不偏の立場を保持して監査業務を遂行し、積極的な意見、提言等をいただいております。当社監査役として引続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいと判断し、引続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>  |  |                 |
| 2         | えん どう かつ とし<br>遠 藤 勝 利<br>(1942年6月5日生)  | 1999年6月 蒲田税務署長<br>2000年9月 遠藤勝利税理士事務所開設(現任)<br>2004年6月 当社監査役就任(現任)  | 800株            |
|           | <p><b>【再任】</b><br/> <b>社外監査役候補者とした理由等</b><br/>                     行政及び税務を通じて養われた企業活動に関する高い見識を有しており、当社の経営戦略や財務改革の観点からの積極的な意見、提言等をいただいております。業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、引続き同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。<br/>                     なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。</p> |  |                 |

| 候補者<br>番号  | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する当社<br>の株式の数 |
|--|---|--|-----------------|
| 3  | たか やす ひろ ゆき<br>高 安 博 之<br>(1959年1月24日生) | 1989年8月 公認会計士登録<br>1990年10月 太陽監査法人(現 太陽有限責任監査法人)<br>入社<br>2001年3月 同法人退社<br>2001年4月 公認会計士高安博之事務所開設<br>2004年8月 税理士登録 | 一株              |
| <p>3 【新任】<br/>社外監査役候補者とした理由等<br/>長年にわたり会計監査や企業税務に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い見識を兼ね備え、当社の業務を理解し、適切に監査するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、業務を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、同氏の知識や経験を経営の監督に活かしていただいたと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> |   |  |                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤勝利氏及び高安博之氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、遠藤勝利氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 同氏の社外監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって16年となります。
4. 高安博之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

